障害等級認定基準との整合性に係る検討

1 浣腸器付排便剤の支給対象者を拡大すべきか。

(1) 現状

現行制度では、浣腸器付排便剤の支給対象者をせき髄損傷者に限定している。 しかしながら、障害等級認定基準では、胸腹部臓器の障害等級の算定に当たっ て、用便の程度を考慮しており、排便障害は、せき髄損傷者に限定されるもので はない。

さらに、せき髄損傷者であっても、障害等級第3級以上を支給対象者にしているが、排便障害は障害等級第3級以上に限定されるものではない。

(2) 検討の視点

排便障害は、せき髄損傷者に限定されるものではないことから、せき髄損傷者 以外の排便障害を有する者を支給対象者とすべきか。

また、せき髄損傷者であっても、現行制度は障害等級第3級以上を支給対象者としているが、排便障害は障害等級第3級以上に限定されるものではないことから、せき髄損傷者の支給対象を拡大すべきか。

(3) 検討の方向性(案)

せき髄損傷者の排便障害の程度は、必ずしも動作の障害の程度と比例しない。 また、せき髄損傷がなくても、排便の反射や蠕動運動を司る神経の損傷等によっ ても排便障害は生じる。

したがって、浣腸器付排便剤の支給対象者については、せき髄損傷に限定せず、 せき髄損傷又は排便反射を支配する神経の損傷により、用手摘便を要する状態又 は恒常的に1週間に排便が2回以下の高度な便秘を残すことにより、障害(補償) 給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、医師が浣腸器付 排便剤の使用の必要があると認めた者とすべきではないか。

2 ストマ用装具の支給対象者を拡大すべきか。

(1) 現状

現行制度では、ストマ用装具の支給対象者を直腸摘出者に限定している。

しかしながら、人工肛門の造設は、直腸の障害に限定されるものではなく、また、障害等級認定基準においても、人工肛門の造設は、小腸の障害、大腸の障害に規定されている。

(2) 検討事項

支給対象者を直腸摘出者に限定しているが、人工肛門の造設は、小腸の障害、 大腸の障害において行われることから、支給対象者を拡大すべきか。

(3) 検討の方向性(案)

ストマ用装具は、直腸摘出者のみならず、大腸に人工肛門を造設した者、小腸に人工肛門を造設した者にも必要である。また、大腸にできた瘻孔(大腸皮膚瘻) や小腸にできた瘻孔(小腸皮膚瘻)から腸内容が漏出する者の中には、ストマ用 装具が必要な者もいる。

したがって、ストマ用装具の支給対象者については、大腸及び小腸に人工肛門 を造設したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見 込まれる者も支給対象者としてはどうか。

さらに、大腸又は小腸に皮膚瘻を残し、腸内容の全部又は大部分が漏出する者並びにおおむね1日に100ミリリットル以上の漏出のあることにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者も支給対象者としてはどうか。

また、大腸又は小腸に皮膚瘻を残し、腸内容が1日に100ミリリットル未満の漏出のあることにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者であっても、特に医師がストマ用装具の使用の必要があると認める者については、支給対象者としてはどうか。

3 体幹装具の支給を金属枠及び硬性に限定すべきか。

(1) 現状

現行制度では、体幹装具については、「せき柱に常に体幹装具の装着を必要とする程度の荷重障害を残すことにより、障害等級第8級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者」に支給することとしており、

金属枠、硬性、軟性及び骨盤帯の支給を認めている。

一方、障害等級認定基準では、「荷重機能の障害については、頸部又は腰部のいずれかの保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものを第8級に準ずる運動障害として取り扱う。」としている。

支給基準の支給対象者の「せき柱に常に体幹装具の装着を必要とする程度の荷 重障害を残すことにより、障害等級第8級以上」と障害認定基準の「常に硬性補 装具を必要とするものを第8級」とは整合性がとれている。しかしながら、支給 基準の型式では、金属枠、硬性の外、軟性及び骨盤帯の支給を認めており、障害 認定基準の「常に硬性補装具を必要とする者を第8級」を考慮すると、支給され る型式において、障害等級認定基準と義肢等補装具の支給基準との整合性がとれ ていない。

(2) 検討の視点

「せき柱に常に体幹装具の装着を必要とする程度の荷重障害を残すことにより、 障害等級第8級以上」の被災労働者に対し、軟性装具や骨盤帯を必要とするのか。

軟性装具や骨盤帯については、せき髄損傷者が社会復帰する上で必要なものなのか。

(3) 検討の方向性(案)

支給基準で規定する支給対象者は、せき柱に常に体幹装具の装着を必要とする 程度の荷重障害を残すことにより、障害等級第8級以上の障害(補償)給付の支 給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であり、障害認定基準では、常に硬 性補装具を必要とするものを第8級としている。したがって、支給基準で規定す る支給対象者は、硬性補装具を必要な者であることから、金属枠、硬性補装具の みを支給対象としてはどうか。

軟性補装具及び骨盤帯については、腹腔・胸腔圧を上げてせき柱の支持性を上げたり、起立性低血圧の防止といった効果が見込まれることから、せき髄損傷により障害等級第7級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、医師が体幹装具を必要と認める者については、支給することとしてはどうか。